

## 関連規定

---

意匠法：第60条の6第1項～第3項、第60条の6、第60条の7、第60条の10、第60条の24、第68条第2項

意匠法施行規則：第1条の2、第1条の3、第2条、第2条の3、第2条の4、第2条の5、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第12条の2、第15条、第19条、別表、様式第1、様式第1の2、様式第2備考39、様式第2備考41、様式第6備考7～17、備考19～23、備考24、備考27、様式第8備考3、様式第14

特許法：第17条第3項、第4項、第17条の2、第43条、第43条の3

ジュネーブ改正協定：第1条(vi)～(viii)、(xix)、第5条(1)、(2)、(4)、第6条、第10条(2)、(3)、第12条(1)、第13条(1)、第14条(1)

ハーグ協定共通規則（注）：第7規則～第11規則

ハーグ協定実施細則（注）：第401節～第408節

（注）

それぞれ、ハーグ協定の千九百九十九年改正協定及び千九百六十年改正協定に基づく共通規則及びハーグ協定に係る出願のための実施細則の省略記載。